

公式戦以外の定期戦・練習試合などで本学施設を使用する場合の遵守事項

成蹊大学学生支援事務室学生部

本学の施設において、本学の課外活動団体が所属する統括団体ないし連盟が主催する公式戦以外の試合（定期戦、練習試合など）および合同練習を実施する場合には、以下の事項を遵守することを条件としてこれを許可することとする。

1. 来校する各団体が、各大学承認の新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じており、参加者がそれを遵守していること。
2. 来校する各大学関係者は、試合に出場する選手のほかに、必要最小限のスタッフのみ入構を許可することとし、各大学では来校者の氏名と緊急時の連絡先を管理することを求める。
3. 保護者及び卒業生ら上記4に該当する関係者以外の者の入構は禁止とする。（無観客試合のみ許可する）
4. 来校者の遵守事項
 - ① 来校 14 日前から毎日 1 回以上の検温を行うとともに、咳や咽頭痛、悪寒などの風邪症状の有無などをチェックすること。
 - ② 発熱や風症状など体調不良がある場合は、薬剤を使用していない状態で、解熱（37.5℃未満）後、及び症状の消失後に少なくとも 3 日が経過していること。
 - ③ 各団体は、入構時の非接触型体温計による検温のほか、入構者の健康チェックを特に徹底すること。
 - ④ 入構する際にはマスク着用とソーシャルディスタンスの確保を遵守することとし、さらに大きな声での指示等を禁止とする。
5. 入構者の立入りが許されるのはグラウンドエリアのみであり、中高の敷地内への立入りは禁止とする。
6. 対戦校等の更衣室については、西部室 4 号棟 2 階合宿所の利用を許可するが、清掃・消毒作業は主催者ないし利用者自らの責任で行うこととする。（南北プールについてはその付属施設の利用を認める）
7. 西部室 4 号棟 1 階シャワー室及び大学体育館 2 階更衣室・シャワー室の使用については本学の学生と同様の規則を遵守することによりこれを認める。トイレの使用も同様とする。（南北プールについてはその付属施設の利用を認める）
8. 試合後に感染の疑いがある者が発生した場合の対応手順については以下のとおりとする。

- ① 本学の学生・関係者から感染者が出た場合および感染の疑いがある者が出た場合には、各部が提出した対策マニュアルに記載された内容に従うこと。
- ② 来場した他大学の学生・関係者に感染者が出た場合、および感染の疑いがある者が出た場合は、学生部に連絡をすることとする。

以上